

夜間保育

平成24年

2月10日 発行
2011-3

発行責任 全国夜間保育園連盟 会長 天久 薫
編集責任 大阪市東淀川区東淡路2-7-5 保育所あすなろ内
全国夜間保育園連盟事務局長 枝本信一郎
電話 06-6328-8183 Eメール info@zenyahoren.jp

【夜保連懇談会報告】

《夜間保育の課題・最も大切なことは持続可能な利用者本位のサービスを守ること》

今、保育制度は子ども・子育て新システムへと大きく変わろうとしている。夜間保育園連盟としてもワーキングチーム(以下WT)で検討され始めた当初から「認可夜間保育所」と「夜間保育制度」の今後の方向について、厚生労働省(以下厚労省)保育課長宛に質問と要望を提出している。しかしながら、現段階においても誠意ある回答はなく、夜間保育園連盟(以下夜保連)園長会・役員会での話し合いでも夜保連としての方向が絞りきれず、今後の展開に苦慮しているのが現状です。

そこで、夜間保育の今後の展望を一緒

に考えていただきたいと「夜保連懇談会」を設定しました。

2011年も押し詰まった12月16日新大阪駅の近くの『ホテルコンソルト新大阪』にお集まりいただき、「新システム」の読み方と夜間保育園連盟の課題について夜保連役員(天久会長・枝本副会長・小田役員・高橋役員・道林役員・廣本監事)と高岡先生(夜保連会員・経営協会長)財前先生(同夜保連会員・経営協)に加え、WT委員で夜保連顧問の山縣文治先生に忌憚のないご意見を出していただき、話し合いの時を持ちました。

午前10時から始まった懇談会冒頭で、

夜間保育の課題

最も大切なことは、持続可能な利用者本位のサービスを守ること

夜保連懇談会報告

天久会長が、改めて夜間保育制度の変遷を説明。昭和56年、多様な保育のニーズへの対応として夜間保育と延長保育は同時にスタートした。個人的には夜間保育と延長保育は似て非なるものと認識している。延長保育は午後6時から7時までの1時間として誕生。その後2時間・4時間延長ができ、平成14年度から24時間保育が可能になった。夜間保育は、当初午後2時から午後10時までだったのが前倒しになり、午前11時から午後10時までの11時間。そこに夜間加算がつき、朝夕2食の給食を提供することになった。平成7年にはモデル事業だった夜間保

育が一般化された。夜間保育の利用状況は、4つの類型に分類される。一つは、午前11時から午後10時までの基本型、2つ目は前倒し延長型、3つ目は基本形プラス深夜型、最後はその両方に掛かる朝から深夜までの超長時間型：24時間開所はこの典型です。当初夜間保育は、深夜型就労の受け皿という気持ちだったが、実際には男女雇用機会均等法以降、昼間の超延長機能を果たすようになった。

夜間保育所が担ってきたものが、新制度にどのように反映されるのか、不透明で全く見えてこない。連盟としても早くから、厚労省に向けて制度説明を要望し

ているが、納得のある回答は得られていない。

山縣先生からは、「子ども子育て新システムの基本制度案要綱」他WT資料の丁寧な説明をしていただきました。しかしながら現時点では新制度の体幹となる昼間保育の部分が決まっていな現状で、夜間保育については何も決まっていないとの事。

高岡先生も、経営協として夜間保育問題を取り上げてわざわざ議論したことはないとの事、夜間のニーズは見えにくく、待機児は見えやすい。更に、以前と比べると育児休暇制度や企業の取り組み

も進み、実感として夜間保育のニーズの減少を感じている。就労形態の多様化が進み、一般の保育所が対応しづらいニーズに 대응する形の制度設計が求められている。夜保連としては、生き残りのためにもやっという経営戦略的な考えと、子どもや親のため、障がい児、虐待、家庭のあり方の問題への取り組みという二つのビジョンは失わずにいたい。厳しいと思うが負けずにやりたい：と熱く語られました。

財前先生からも、「制度が変わるときには、これまでと違う角度で光が当たり、良いところも影の部分も見えてくる。夜保連としてこれまで普通の保育園がやれない、しんどい部分を担ってきたというのがわれわれの誇りでありプライドだ。その誇りをなくさず、頑張ってきたそれぞれの園がこれからもっと頑張れるようにしたい」という言葉。記録をしている事務局も大いに励まされました。

最後に「結局何も確定的なことは決まっていない。じらされている感じではあるが、基本制度要綱【案】を深読みせず、もう少し見極めがついて本体の枠が決まるまで、経過を見守るしかない。最も大切なのは「持続可能な利用者本位のサービスをいかに守るか」ということ」と天久会長。

懇談会のためのレジュメ(後述)も、不透明な基本制度要綱案に振り回され、参加役員の疑問は増すばかり：「夜間保育の課題」と同様に、迷走するしかないのだろうか：年明けの「基本制度WT」での取りまとめに注目したい。

《夜保連懇談会報告概要》

【夜間保育の課題】

◆基本制度案要綱をどう読むか

I. 夜間保育と延長保育の違い

*事業接合枠組みは以下の3パターンに分類される。二重施設利用は指定基準をどこに設定するかで変わる。夜間だけ(夕方5時以降開所の夜間保育所が該当)の子ども園は認めにくいだろう。

- ① 子ども園【保育所・幼稚園・その他の施設】プラス小規模事業所
- ② 子ども園【保育所・幼稚園・その他の施設】プラス家庭的保育事業所
- ③ 子ども園【保育所・幼稚園・その他の施設】プラス居宅訪問型事業所

II. 夜間保育の二つの選択肢に関する課題：①総合施設プラス夜間保育と②夜型子ども園

夜間保育の枠組みについて、夜間の総合施設になった場合、併設昼間施設と差異がない！就労時間の中に教育時間がびたつと収まるわけではないので、その理解がどうなるかが課題

① 子ども園の枠組み

*2つの選択肢どちらも今ある制度の延長上にある。選択肢に関する課題【総合施設プラス夜間保育】は(昼間保育プラス延長保育)のイメージ、【夜型子ども園】はそのまま現行制度の【夜間保育所】のイメージ。

② 子ども園の前提条件の整理

認定の時間は、利用者のニーズに合わせる。園側には月単位で保障。しかしこれについて具体的な話し合いは行われていない。保育に欠ける時間の理解の仕方で認定時間が決まる。利用者には認定の選択の自由はない！

【標準】と【短時間】【長時間】の捉え方が夜保連加盟園各園とのズレでもある：例えば夕方開園の場合などの捉え方。

③ 総合施設の整理

④ 保育時間の整理

- ① 7:00～18:00 昼間保育所型【11時間】
- ② 11:00～22:00 現行夜間保育所型【11時間】
- ③ 9:00～22:00 延長保育型【13時間】子ども園給付
- ④ 9:00～24:00 夜間保育延長型【15時間】
- ⑤ 13:00～24:00 変形夜間保育所型(11時間)

施設給付から個人給付になる時、22:00以降が一般化されにくい。ほぼ8PMに保育が終了するところでは④⑤は通りにくい。

*延長保育と差異がない！昼間保育所が

①総合施設プラス延長保育に乗ったとき夜間保育所はつぶれる！

*実態として①がほとんどだから、延長保育⇨夜間保育が増えるだろう。厚労省は夜間保育機能は残しますが、夜間保育所はなくなります！と明言している。

子ども園は、①総合施設②幼稚園③保育所④その他【認証・ベビーホテル型】の4種類のみとなる。

III. 認定の仕組み

*園の認定は日単位ではなく月単位の保障を確保する個人の認定は市町村の裁量範囲になる【厚労省確認事項】
【早朝】は残って早朝と延長という書き方になっている。夜間と延長は同じと考えられている。

◆新システムに関して要綱案には夜間保育所の存続について具体的なことはなにも記載されていない。

提起されている疑問をWT委員の山縣先生に質問した。

- Q1) 夜間保育所の定員は残るのか？
- Q2) 最低基準はどうなるのか
- Q3) 保育時間は自園で決められるのか？
- Q4) 11時間開所というときの11時間はどこを取ってもいいか
- Q5) 就労時間の中に教育時間がなければいけないか
- Q6) 当初会ったパッケージメニューはなくなったのか
- Q7) 同一施設に2つの総合施設(昼間保育所と夜間保育所)は可能か
- Q8) 経過機関を過ぎて条件を満たせない時、認可はどうなる？
- Q9) 時間帯と人数を確保できていない総合施設にはならないのか

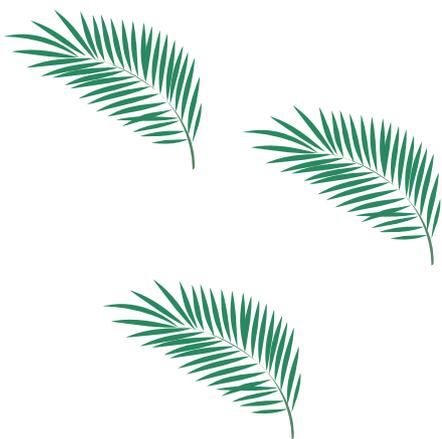
Q10) 総合施設(3・4・5歳)⇨幼稚園としたら30人施設で一年齢何人必要なのか

◆山縣先生のコメント

現段階は、具体的なことは何も決まっていない。その意味では質問の答えはない！としかいえない。個人的には、細かいところは何も決まっていなくていいことを前提に言えば、現状維持になるのではないだろうか。制度全体は、夜間保育所の保障ではなく夜間の時間帯の保育の保障へ動いている。いずれにしても現行制度にできるだけ即した状態となるだろう。

全体の流れは、①総合施設+夜間保育の流れだが②総合施設+延長保育の流れも同時にある。近々に結論がでると考えている。

◆【夜保連懇談会】資料・報告は夜保連HPでご覧になれます。



【子ども・子育て新システム関連】
アンケート報告

【子ども子育て新システム】に大きく制度が変わろうとしているところで、昨年11月、会員園に広くご意見を伺い、多数の園から回答が寄せられました。

【質問内容】

① 加盟園に自治体から夜間保育所統廃合の打診があったとの事ですが、自治体から同様の打診を受けたことがありますか。

② 【子ども・子育て新システム基本制度】策定に伴うご意見を聞かせてください。

【回答内容】

◆統廃合に向けては、全園で打診なしという回答でした。

◆統廃合についてのご意見

*行政が夜間保育園の統廃合をする理由としては、該当地域に夜間保育園が多いということでしょうか。夜間保育園の設置が、設置を複数必要とした時代と変わって、今では削減した方が税金の使いみち上、効率的だということでしょう。該当保育園さんの地域では、①既設の認可外の保育園が、以前から夜十時を超える保育要求に昔から応じており、その時間帯が利用者に定着しており、多くの保護者が預けている実態があるということ。

②そして、そこには多くの仲間が利用しているので預けやすい環境にあるといえる。③この保護者たちから現在の認可の夜間保育園に対して、深夜や早朝までの保育の必要性の訴えを起こしていかないということ。④認可外でも、保護者の保育料の自己負担の苦痛を訴えていないとい

こともあるでしょう。

自治体としては、認可保育園の保育時間や開園している時間が「無認可保育園」よりも短いということもあって、無認可の方が機能しているという、判断に至ったのでしょうか。

つまり、行政にとつては、認可外はあまり公費にも頼らずに、保護者の経済的負担の軽減もしないでいいわけですから費用対効果の面からは好都合というわけです。

当方の夜間保育園を取り巻く、認可保育園の状況は、付近の社会福祉法人では、夜十時までの延長保育をしている所が2か所あります。

行政としては、運営費であるコストを効果的にするのは、夜の十時ごろまでの希望者には、そこに委託したいとの意向をもっており。夜間保育園を利用している保護者の一部には、夜に預けて働くことを「親の恥」とか「社会的非難」を恐れている人も少なくなく、「自尊心」の機微に触れる部分があり、その事情を知っていることもあるでしょう。

「統廃合」の問題は夜間保育園と昼間保育園と時間帯での境界がなくなってきたことでもあるでしょう。

行政は、夜間保育園が5歳児を対象に小学校に上げる準備として、一律に昼の時間帯で登降園させることは、とても嫌います。昼に登園できるということとは、夜間保育の要求がないということを証明するようなものですから：

夜間保育のありようは、地方の裁量も大きく、補助金にしても保育時間帯をどこまで認めるかも違うようです。しかし、私は保育園というのは、あくまで「社会福祉事業の中の保育事業」という意識を念頭に運営をしていき、職員にもそこを教育していけば、簡単に統廃合などい

えるはずがないと思っています。規制改革が行われると、既存の認可外

の保育園が実績を元にして、「指定業者」や「総合こども園」の認可として参入してくる可能性は十分にあるでしょう。統廃合以前の問題として、行政から統廃合を持ち出すのではなく、競争した結果、法人自らが、「統廃合を進めてくれ」という意見が出る方が怖いと思うのです。

保育時間を延長する時間の長さでの競争も始まるのではないのでしょうか。

(よいこのもり第2保育園 小笠原 文孝)

◆【子ども・子育て新システム基本制度】策定に伴うご意見

*夜間保育園をなくしていく方向で考えているのならそれはおかしいと思う。やはり夜間保育園、特に夕方からの保育は家庭で保護者と一緒に過ごせない乳幼児を家庭的なぬくもりの中で生活全般にわたり家庭教育を補う時間帯であると思っ

ているが、単に座学のみが取り上げられるというのは納得できない。

(こぼと夜間保育園 橋本)

*夜間中心の保育時間帯で幼児教育は充分可能である。昼と同様に扱ってよい。

(エール保育園 前田敬四郎)

*私園は平成16年4月1日認可開設し、新しい園で栃木県では一園しか認可されずにおります。希望園が予算の関係で認められない現状です。此のたびの制度改正により、もつとときびしくなると感じております。政府は少子化による危機感はおおきく、取り組んでいない現状を思うとき残念です。保育者は一丸となって活動すべきです。よろしくお願ひします。

(住吉第二保育園 磐井君枝)

*金沢市では、条例化に向け準備に入っています。市社協)保育部会より夜間

保育所に対する運営補助金給付を従来以上にしよう要望する予定です。

(双葉第二保育園 北野克治)

*夜間保育が延長保育としてのサービスになるのではないかと危惧しています。

(明善第3保育園 亀井信順)

*我々の地域でも夜間保育についての説明はなされていません。需要はとも高

く必要な保育であるのに国をはじめ地方も二の次になっています。もう少しシステムの中身が見えたら各地方ごとに訴えるべきだと思います。

(くるみ保育園 神原伸光)

*保育園は夜間までふくめて生活の場です。今話されている子どもの保育時間を認定するのではなく、子どもの必要とする時間、保護者の働く時間が保障されると良いです。また、各自自治体の責任で、今までのように子どもたちが安心して保育日に入れるようにして欲しいです。当園は夜型延長になりましたが夜間の必要

な子はおおいです。

(しいの実保育園 佐藤幸江)

*制度に従うつもりです。当園の場合は、早朝4時間延長をしております、7:00~22:00です。昼の保育園より若干後ろが長いくらいですので、経営方式も昼の園と同じようなカリキュラムを導入しております。夜間利用者が減っており、夜間保育園というイメージは皆さん持っていないです。

(こぐま保育園 佐藤陽子)

◆ご意見以外に【夜間保育所は新制度の中でどうなるのか】という質問がたくさん寄せられました。(夜保連懇談会報告・山縣先生への質問に取りまとめ掲載)

報告会



報告...緊張したあ



天久会長の挨拶
...ありがとうございました



グループトーク
盛り上がってます

お昼ごはんが一番の交流です



閉会の挨拶は...もんもん保育園の金子先生



神奈川県夜間



ここの保育所は
こんな感じ!!

各園の保育紹介...力作ぞろいです。





掲示に興味ひんひん



『朝の取り組み』大事やねえ

“交流会”はじまるよ～



園長グループの話し合い…真剣

オープニング



全国保育園交流会

2012年(H24)1月14日



【今半】のすき焼弁当だって!

美味しい食事を
いただきながら…



お肉がいっぱい



めっちゃ美味しいね



話が弾みます…ね

《神奈川県夜間保育園交流会》報告

2012年1月14日…この日は本来なら第24回全国夜間保育園経験交流研修会神奈川大会が予定されていましたが、しかし昨年3月11日の東日本大震災の余震がやまず、4月の園長総会の時、今年度の《全国夜間保育園経験交流研修会》を流会とさせて頂きました…。

とはゆうものの、すでに会場の【新横浜プリンスホテル】は予約済み！今から解約したらキャンセル料が発生する、ということで神奈川の夜間保育の園長先生方が集まって【神奈川県夜間保育園交流会】を企画されました。

もともと、夜間保育園は京都・大阪以外は各県に一つか二つしかなく、県単位の交流はなかなか持てませんでした。神奈川県に夜間保育所は5箇所あり、それが【平成23年度全国夜間保育園経験交流研修会】を神奈川でというきっかけでしたが、東日本大震災という大きな出来事があり流会にせざるをおえなくて、ひょうたんから駒のような【神奈川県夜間保育園交流会】の開催となりました。い

つも裏方の事務局ですが、お願いして参加させて頂くことになりました。

会場の新横浜プリンスホテルは、JR新横浜駅の目の前にあるおしゃれなシティホテル！ちよつと気後れしながら会場を探していると夜間保育所ドリームの天野先生が受付の準備をしておられてほっ！そこにペガサスの小田先生やけいわ星の子の棚木先生、もんもん・苗もんもんの金子・高橋両先生も来られて、午前10時全国夜間保育園連盟天久会長の挨拶で、県単位ではじめての【夜間保育園交流会研修会】が開催されました。

研修会の具体的進行のために、各園の主任さんが集まって会議を積み重ね、テーマの設定やタイムスケジュールの調整など決められたとのこと。その話し合いでの他園の主任さんとの連携・交流が大きな学びになったと話しておられました。

その後、グループに分かれて、それぞれの課題を話し合い、あつという間にお昼…、今半のリッチ・デリシヤスなすき焼き弁当をいただきながら、話が弾みました。

その後まとめに入り、報告発表… たつた半日の短い時間でしたが、中身のぎゅつと詰まった総りある交流研修会でした。

全員揃ってハイチーズ



【交流・研修内容】

*はじめに

どろんこ保育園の前身【無認可・博多夜間保育園の記録】ビデオ映像を全員で鑑賞。30数年前若き天久薫・真理両先生

が、夜間に保育が必要な子どもたちを受け止める必要は、と深夜まで保育を引き受け止める必要は、と深夜まで保育を引き受ける保育所を立ち上げられた思いが、古いビデオ映像の中から今も熱く訴えて続けていました。

それは、夕方登園して寝るまでの4・5時間では【子育ての質】が保てない！昼の子に負けさせたくない！という強い思いが認可夜間保育園【どろんこ保育園】の誕生につながったこと。…このことは新システムの移行に向けて今改めて【各保育園のルーツをさぐる】ことが大事！そして新制度に向けて何をしていくかを探ることに意味がある。

*1グループ…【園長】

天久会長を迎え、何ととっても一番大きな関心事は子ども子育て新システム

の行方、厚労省でさえ方向を明確にできない現状で、しかし最も大事なことは目の前の子どもたちの最善の利益を守ること！そのために自園の経営を、将来を見据えて情報交換など話しは尽きることがありませんでした。

*2グループ…【栄養士・調理師】

「二食（昼・夜）給食を食べていることの工夫」について子どもたちが楽しめる献立」に心添わせて調理されているのが感じられました。

*3グループ…【1年目】

一年目の先生が緊張しながら、それについて夜間という時間帯を共有する仲間の中でホッとする雰囲気の中、凹んだ時の気持ちの切り替え」というテーマに【寝ること】という実感あふれる報告に笑い。

*4・5グループ…【2・3年目】

「夜間保育所のイメージ」は水商売・ビルの一室・親とのかかわりが薄いなど固定観念があったけど実際自分が保育していると、昼との差はほとんどない。嬉しかった瞬間は自分の名前を覚えてもらったときという率直な思いが新鮮でした。

*6・7グループ…【4〜6年目】

「園の中の自分の役割」という中堅職員らしいテーマが設定され、後輩の指導や行事の企画・保護者対応など多岐に分かれ、更に保育内容に自分の思いを表現するなど【保育】という仕事を楽しんでいく様子が伺えた。

*8グループ…7年以上のキャリアの先生方

【若い職員の育成の責任】【保育士間の連携】【週案の指導】など全国大会とはちよっと違う身近な課題について濃い話し合いの内容が報告されました。

3月11日の東日本大震災は、直接被災を受けなかったところにも、いろんな余波がありました。それを、マイナスと捉えず、プラスに転換できるエネルギーに昇華され神奈川の皆様、本当にご苦労様でした。神奈川の夜間保育園で働く職員にとって、仲間と一堂に会し、交流を深めることができたことは大きな収穫だったと思います。

報告 岡戸 淳子



【毎日新聞】
2011. 12. 16 大阪版朝刊
から抜粋

認可外保育施設…広がる格差 支援の有無、自治体次第

(前文略)認可外に対する支援強化が求められる背景には、親の就労形態の多様化という側面もある。休日や夕方、夜間などに働く親の増加に伴い「認可保育所の開所時間枠に利用できない」との理由で積極的に認可外保育施設を選ぶケースが増えているのだ。(中略)

大阪市内の24時間開所の保育ランドに1歳の娘を預けている女性。夫との3人家族。美容師として夜の飲食店で働く女性のヘヤセットを担当。平日夕方から夜9時半まで利用…認可を探したが地元で夜間保育の実施園がなかったのだ…

保育ランドには、エステティシャンや看護師、飲食店員など平日昼間以外に子どもを預ける必要がある…

0歳児16人、1歳児で10人がキャンセル待ち…(以下略)

夜間保育のニーズが無くなったといわれるが、無くなったのではなく、より不規則に多様なニーズに変わっている。



【緊急速報】

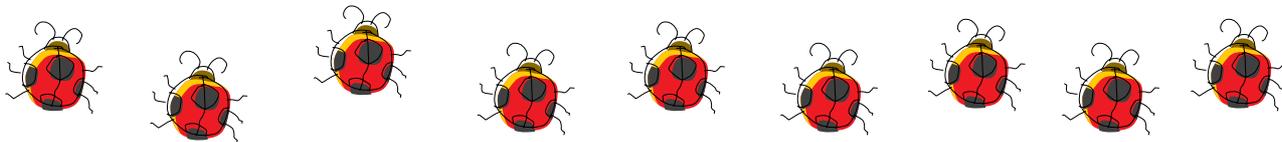
去る1月20日開催の第19回基本制度WTの資料、特に「基本制度取りまとめ(案)」をご覧になりましたか!

この基本制度取りまとめ(案)にはほとんど「夜間保育」の言葉が出てきません。夜間・早朝・休日子ども園給付及び地域型保育給付の対象とする旨の以前からある付記と、受給調整に関して夜間保育・病時保育などの実施園に配慮する旨の記載があるだけです。延長保育に関し現状で法律上の位置づけがないのでその位置づけを行う趣旨の文言があるのに比べると大きな違いです。

更に31日開催の第20回基本制度WT(現段階ではビデオのみアップ)では、これを最終案とし国会に法案として取りまとめ上程するとのまとめでした。

詳しくは、今後の報道を待つしかありませんが、夜間保育についてこれまで以上に具体的且つ実態に即したものになるというのは希望的観測に過ぎないでしょう。

この機関紙が発行されるころにはいずれにしろ方向性が明確にされていると思いますが…。



事務局便り

12月16日の【夜保連懇談会】の報告を皆様にと、年末発行を目指して準備してきましたが…1月14日の【神奈川県夜間保育交流会】をぜひのせたいと思いい立ち、新横浜プリンスホテルにお邪魔しました。(ラウンジのケーキはお勧めですよ!)

手作りの研修会で、若い職員さんもキャリアの先生も真剣に…そして和気藹々と意見交換されていてとても充実した研修会でした。

と、のんびりするまもなくWT19回・20回とあれよあれよとゆう間に、新システム基本制度は最終案として取りまとめられ…夜間保育連盟号は、嵐の海に漕ぎ出したようです。でも、連盟が立ち上げられる前は、各園が無認可で、目の前の夜間に保育を必要とする親子に寄り添う…ことだけをよりどころに保育をしてきたんですから!!なんくるないさ!ケンチャナヨ!ポレポレね…

まあええやん。お茶しまひよ。

事務局 岡戸淳子

